

いじめ防止基本方針

銚子市立第一中学校

令和4年4月1日

1 いじめ問題に対する学校の基本理念

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた生徒の基本的人権及び教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、心身又は財産に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本校のいじめ防止基本方針は、国の「いじめ防止対策推進法」、県の「千葉県いじめ防止基本方針」の基本理念を踏まえ、生徒がいじめは絶対に許されない行為であると正しく認識し、誰もがいじめの当事者とならずに、安心して学校生活を送ることができる環境を整えることを目的として、いじめの未然防止、早期発見、いじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となつた児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条より）

(3) いじめの態様や具体的な内容

いじめの態様について、その行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめられている子どもを守り通すという視点から、毅然とした対応を取ることが必要である。

（分類）

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

※ けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

2 対策組織

本校のいじめの未然防止、早期発見、いじめへの対処、事後指導等について、対策組織を設ける。名称を「いじめ防止対策推進委員会」と称する。

(1) いじめ防止対策推進委員会について

① 構成員

A : 校長、教頭、生徒指導主事、学年生徒指導担当、養護教諭、S C

B : 学年主任、当該担任

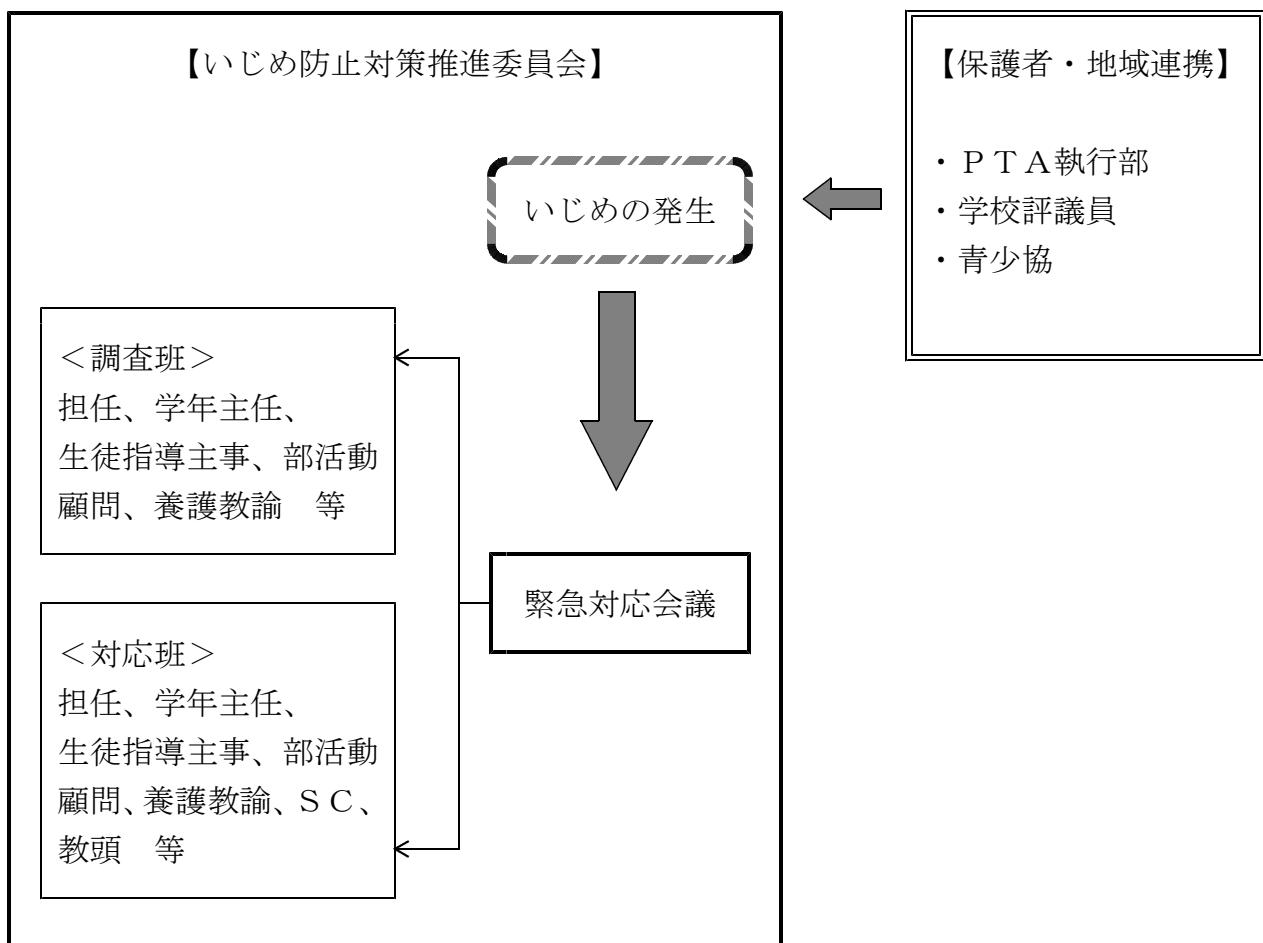
C : P T A会長、学校医

※ Aは、いじめの予防対策・年間計画策定、いじめの認知、事後の指導やケア等を行う。

※ A・B、A～Cはいじめ発生時の対策、対応を行う。

※ 事実確認のため、調査班を編成する場合もある。

※ 事案により柔軟に編成する。

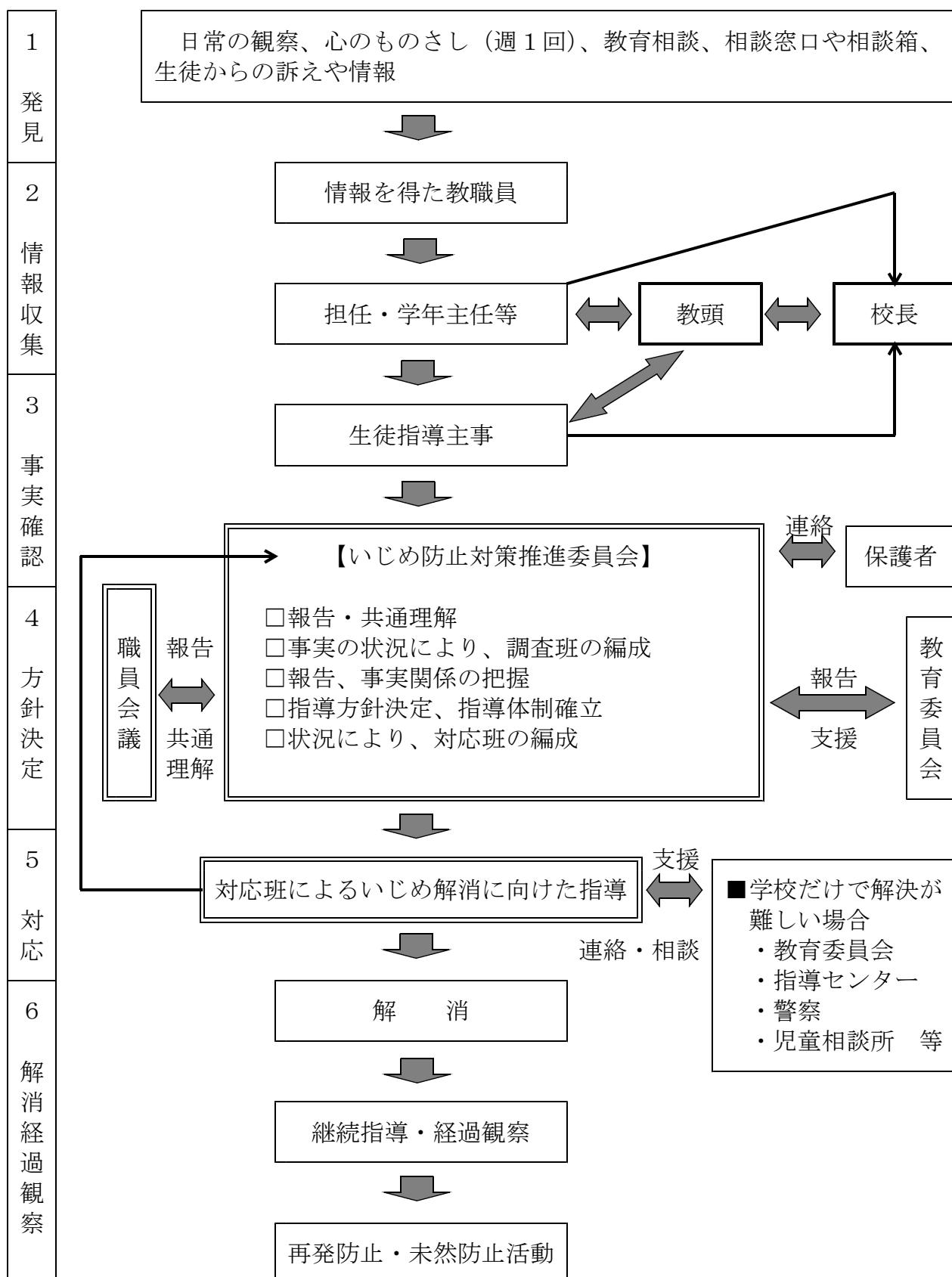


※ Aの構成委員による定例の委員会は原則として、毎週水曜日に開催する。

※ いじめ事案の発生時は、緊急対応会議を行い、事案に応じて調査班、対応班を編成し対応する。(A、Bの構成委員、場合によりCも加える。)

(2) いじめ発生時の組織的対応の流れ

※左記の1～4は、即日対応を目指す。



※ 対応のあり方の基本を示しているが、事案の状況に応じて、柔軟かつ適切に対応する。

3 年間計画

月	会議・行事等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組
4	<u>いじめ防止対策推進委員会</u> • 指導方針、指導計画等 職員会議で、共通理解 • 学年、学級保護者会	• 未然防止の取組の共通理解 • 学年集会における注意喚起 • 保護者会での啓発 • 各種たよりによる、いじめ 防止に向けた協力依頼	• 早期発見の取組と発見時の 対応の共通理解 • 相談箱の設置(毎日の確認) • 心のものさし(1回／週) • ストレスチェック
5	• 生徒総会 • 家庭訪問	• 学級、学年づくり • 人間関係づくり	• 心のものさし • 家庭訪問
6	• 運動会		• 心のものさし・生活調査 • 教育相談週間①
7	• 学校公開① • 三者面談に向けた会議	• 健康教室 • いのちを大切にするキャンペー ペーン	• 心のものさし • 調査内容の見直し、学期の 反省、まとめ
8	• 三者面談 • 2年職場体験(中止)	• 職員研修	• 三者面談 • 職員研修
9	• 年間計画の見直し	• 学級、学年づくり • 人間関係づくりの見直し	• 心のものさし
10	• 修学旅行 • 校外学習(1・2年) • 文化祭		• 心のものさし
11	• 三者面談に向けた会議		• 心のものさし・生活調査 • 教育相談週間②
12	• 学校公開②	• 職員研修	• 心のものさし • 調査内容の見直し、改善及 び学期の反省等
1	• 生徒会任命式	• 学校評価(いじめ防止対策)	• 心のものさし • 学校評価(早期発見の取組)
2	• 高校入学者選抜	• 学級、学年づくりや人間関 係についての振り返り	• 心のものさし • 次年度に向けた反省、改善
3	• 予餞会、卒業式 • いじめ防止対策委員会の 次年度の取組について		• 心のものさし

※ 心のものさしは、毎週木曜日に行う。学級担任が即日点検し、早期に対応する。
 [担任 → 学年主任 → 生徒指導主事 → 教頭 → 校長]

4 いじめの未然防止について

(1) 生徒や学級の様子を知る

- ① いじめの未然防止には、教職員の変化に気づく感性が極めて重要である。生徒理解に努め、生徒の些細な言動から個々の置かれた状況や心の様子を推し量ることのできる感性を高めていきたい。
- ② 生徒の個々の状況や学級等の実態を把握した上で、生徒及び保護者への意識調査や学級内の人間関係を捉える調査、生徒のストレスチェックなどを行う。配慮をする生徒の進級、進学、転学に際しては、教職員間、学校間で適切な引継ぎを行う。

(2) 互いに認め合い、支え合い、協力し合う仲間づくりを行う

子どもたちが主体的な活動を通して、自分自身を価値ある存在と認め、自尊感情を高める「心の居場所づくり」の取組が大切である。子どもは周りの環境に大きな影響を受ける。そのため、生徒にとって、教職員の存在は重要な位置を占める。教職員が一人一人の生徒を大切にし、配慮を要する子どもにきめ細かく接する学級経営や教育活動を展開することが、生徒に対して自己存在感や日々の充実感を与えることになり、いじめの発生を抑え、未然防止の上で大きな力となる。

① 生徒のまなざしと信頼

- ・生徒は教職員の一挙手一投足に目を向けている。教職員の何気ない言動が、生徒を傷つけ、結果としていじめを助長する場合もある。教職員は、生徒の良きモデルとなり、慕われ、信頼されることが求められる。

② 生徒指導の機能を生かした「わかる授業」の展開

- ・生徒一人一人を大切にし、授業の中で自己決定できる場面、自己存在感を与える場面、そして共感的人間関係を育む場面を意図的に設けることにより、自己実現を図っていける望ましい人間関係づくりを行っていく。

③ 心の通い合う教職員の協力協働体制

- ・温かい学級経営や教育活動を学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、生徒指導について尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気作りが大切である。

④ 自尊感情を高める学習指導や学級活動、学年・学校行事

- ・学校生活のあらゆる場面で、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要である。その中で、「認められた」「人の役に立った」等の経験が、子どもを成長させる。また、教職員の温かな声かけが生徒の自尊感情を高めることに繋がり、生徒は大きく変化する。

- ・それは、いいところに気がついたね。
- ・あの時の態度は立派だったね。
- ・それはとても勇気ある行動だったね。
- ・あなたの応対は、周りを明るくするね。
- ・よくできましたね。すごい。

⑤ 生徒の主体的な参加による活動

- ・生徒会による自発的、自治的な活動で、いじめの防止を訴え、解決を図れるような取組を進める。

ア いじめ撲滅運動（いのちを大切にするキャンペーン）

- ・生徒会による「いじめ撲滅運動」を展開する。相談箱の有効活用、標語の取組、ポスターづくり等を進め、生徒会から全校生徒に運動を展開する。

イ 異年齢交流

- ・新入生歓迎会、部活動壮行会、合唱コンクールに向けて、シスタークラスの交流を行うことで、お互いに認め合い、助け合う関係を築く。

(3) 命や人権を尊重し、豊かな心を育てる。

人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育、思いやりの心を育む道徳教育や様々な関わりを深める体験教育の充実は、豊かな心を育成する重要なポイントである。

① 人権教育の充実

- ・いじめは「相手への人権侵害であり、決して許されるものではない」ことを生徒に理解させることは重要なことである。
- ・人の痛みを思いやることができるように、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る必要がある。

② 道徳教育の充実

- ・未発達な考え方や道徳的判断力の未熟さから生じるいじめに対し、道徳教育が大きな力を發揮する。とりわけ、いじめ問題は、他を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという人間性豊かな心を育てることが大切となる。
- ・生徒は、心が揺さぶられる資料に出会い、人として「気高さ」「心遣い」「優しさ」等に触れることで、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止に繋がると考えられる。

③ 体験教育の充実

- ・生徒は自己と向き合い、他者、社会、自然との直接的な関わりの中で、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自分自身が気づき、発見して体得していく。そのため、福祉体験、ボランティア体験、職場体験、自然体験等に積極的に関わらせ、意識的に発達段階に応じた体験教育を体系的に展開し、教育活動に取り入れていくことが重要である。

④ コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実

- ・生徒は他者と関わる生活体験や社会体験が少ないため、日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面で、他者と関わる機会を増やす必要がある。生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身に付け、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを教育活動に取り入れることは有効である。

(4) 保護者や地域への働きかけ

PTAの各種会議や保護者会、1000ヶ所ミニ集会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。また、いじめの持つ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、ホームページ、学校・学年だより等による広報活動を積極的に行う。

① 授業参観等

- ア 学校公開において、保護者や地域の方に道徳や特別活動の授業を公開する。
- イ 学級活動、総合的な学習の時間で、出前授業やゲストティーチャーとして保護者や地域の方を招き、講話を受ける。
- ウ 学級だより、学年だよりで、いじめ防止への取組について保護者に発信し理解を図るとともに、その内容について意見をもらう。

＜＜担任として学級経営を見直すチェックリスト＞＞

直接いじめの加害者・被害者になっていない生徒たちでも、いじめが起きやすい雰囲気の学級集団の中にいると心が乱れてきます。反対に、学級の環境を整備することで、生徒たちの心が豊かになり、温かい人間関係を築くことが可能になります。

【教師の言動】

- 生徒の話に耳を傾けている。
- 生徒の良さを見つけようとしている。
- 人に迷惑を掛ける行動には、毅然とした態度で対応している。
- えこひいきや差別をせずに生徒に接している。
- やたらと競争意識をあおったり、個人の責任を集団に押しつけたりすることがない。
- 個人のプライバシーを守っている。
- 一日に1回は会話をするなど、どの生徒とも関わり合いを持っている。
- 教師自身が生徒を傷つけたり、いじめを助長するような言動をしない。

【授業時間・学級活動】

- わかりやすい授業、充実感の持てる活動が行われている。
- どの生徒の発言にも、全員が耳を傾けている。
- 困ったことを話題にし、本音を出して考え合うムードができている。
- 始礼、終礼がしっかりとできており、生き生きと運営されている。
- リーダーに協力する支援体制ができている。
- 係が積極的に活動し、新しい試みを取り入れようとしている。

【日々の生活】

- 誤りを認め、許し合えるムードがある。
- 教室に笑い声が響き、明るい雰囲気がある。
- 学級の小集団が閉鎖的でなく、互いに交流がある。
- 昼食時に和やかな雰囲気があり、清掃活動や係活動等で公平に仕事がされている。

【教職員同士の連携・保護者との連携】

- 学年会議や他の会議で、生徒の様子を情報交換できる場が確保されている。
 - 日頃から職員室に、生徒や学級の様子を情報交換できる場が確保されている。
 - 学年だよりなどで、学年・学級の取組の様子が保護者に理解されている。
 - 日頃から、個々の生徒の様子について保護者に伝えている。
 - いじめ問題について、保護者の訴えに謙虚に耳を傾け、正確に情報提供している。
- ※ 生徒は学校の全ての場で学んでいます。学校全体の方針の下、学年等で情報交換を密にし、教職員同士が互いに高め合いながら学級経営を見直していく必要があります。
- また、学級をチェックする時期やチェックした後の活用の仕方を計画的に進めていく必要があります。

5 いじめの早期発見について

いじめは、早期発見が早期解決に繋がる。早期発見のために、日頃から教職員は生徒との信頼関係の構築に努めることが大切である。「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得る問題」ということを全職員が共通理解し、職務にあたることが大切である。

いじめは担任以外の教職員が発見することも多いことから、教職員間の情報共有のあり方が大切である。また、本人からの訴えも増えるため、毎週実施している「心のものさし」の有効活用や年2回の教育相談、相談箱の毎日の点検、昼休みの教室における観察等しっかりと行う必要がある。また、訴えがあったときの対応が重要である。

(1) 生徒の立場に立つ

一人一人を人格ある人間として、その個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行わなければならない。のために、人権感覚を養い、生徒の言葉をきちんと受け止め、生徒の立場に立って、生徒を守るという姿勢が大切である。

(2) 生徒を共感的に理解する

集団の中で配慮を要する生徒に気づき、生徒の些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じ取れる感性を高める必要がある。のために、生徒の気持ちを受け入れることが大切である。共感的に生徒の気持ちや行動や価値観を理解しようとするカウンセリングマインドを高めることが大切となる。

(3) 早期発見のための手立て

① 日々の観察

- ・休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、生徒の様子に目を配る。「生徒のいるところに、教職員がいる」ことを目指し、生徒と共に過ごす機会を積極的に設ける。教室には日常的にいじめ相談窓口があることを知らせる掲示をする。

② 観察の視点

- ・担任を中心に、教職員は学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する。また、気になる言動が見られた場合、グループに適切な指導を行うとともにに関係改善を図る。

③ 生活ノート

- ・生徒が安心して記入できるようにしながら信頼関係を構築する。気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問を実施し迅速に対応する。

④ 教育相談

- ・教育相談週間を通して相談体制を整備する。また、定期週間に限らず、いつでも誰にでも相談できる体制づくりを行う。スクールカウンセラーによる相談活動から早期発見に繋がる情報を得る。

⑤ 心のものさし

- ・毎週木曜日に心のものさし（いじめ・生活調査）を実施する。記入については、○×方式と、自由記述方式とし、調査結果から気になるものについては、学級担任または生徒が希望した職員が直接相談を受ける。また、結果と対応については、全職員で共有する。

<<いじめが起こりやすい・いじめが起こっている集団>>

- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- 掲示物が破れていたり、落書きがあつたりする
- グループ分けすると特定の子どもが残る
- 班にすると机と机の間に隙間がある
- 特定の子どもの気を遣っている雰囲気がある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう子どもがいる
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せ付けない雰囲気がある
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げをしている

■いじめられている生徒

【日常の行動・表情の様子】

- わざとらしくはしゃいでいる
- おどおど、にやにや、にたにたしている
- いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- 下を向いて視線を合わせようとしない
- 顔色が悪く、元気がない
- 早退や一人で下校することが増える
- 遅刻、欠席が多くなる
- 腹痛など体調不良を訴えて、保健室へ行きたがる
- ときどき涙ぐんでいる
- 友達に悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする

【授業中・休み時間】

- 発言すると友達から冷やかされる
- 一人でいることが多い
- 班編制の時に孤立しがちである
- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 教職員の近くにいたがる
- 教職員が褒めると冷やかされたり、陰口を言われたりする

【昼食時】

- 好きなものを他の生徒にあげる
- 他の生徒の机から机を少し離している
- 食べ物の量が減ったり、食べなかつたりする
- 食べ物にいたずらされている

【清掃時】

- いつも雑巾がけやゴミ捨ての当番になっている
 - 一人で離れて掃除をしている
- #### 【その他】
- トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
 - 持ちものや机、ロッカーに落書きをされる
 - 持ちものが壊されたり、隠されたりする
 - 理由もなく成績が突然下がる
 - 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す
 - 服に靴の跡がついている
 - ボタンが取れたり、ポケットが破れたりしている
 - 手や足に擦り傷やあざがある
 - 怪我の状況と本人が言う理由が一致しない
 - 必要以上のお金を持ち、友達におごるなどする

■いじめている生徒

- 多くのストレスを抱えている
- 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- あからさまに教職員の機嫌を取る
- 特定の生徒のみ強い仲間意識をもつ
- 教職員によって態度を変える
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- グループで行動し、他の生徒に指示を出す
- 他の生徒に対して威嚇する表情をする
- 活発に活動するが、他の生徒にきつい言葉遣いをする

6 いじめの相談・通報について

生徒が、教職員や保護者にいじめについて相談することは非常に勇気のいる行為である。いじめた側から「チクった」といわれ、いじめの対象になったり、さらにいじめが助長されたりする可能性があることを教職員が十分に理解し、対応については細心の注意を払うべきである。また、対応の如何により不信感が生まれたり、その後の情報が途絶えたり、いじめが潜在化する恐れがあることを十分に理解する。

学校における相談窓口は、学級担任、学年主任、養護教諭を中心とするが、生徒にとって一番相談しやすい教職員の誰でも対応できることを生徒に周知する。

学校以外の相談窓口については、教育相談ダイヤルとして、海匝教育相談ダイヤル（0479-63-2540）や東総教育相談室（23-5954）、子どもと親のサポートセンター（千葉県教育委員会 0120-415-446）、ヤングテレフォンセンター（千葉県警察本部 043-225-7867）子どもの人権110番（法務局 0120-007-110）などを生徒に周知する。

（1）本人からの訴え

① 心身の安全を保証する。

- ・日頃から生徒を守るという教職員の姿勢を伝えるとともに、いじめの訴えがあつた場合は、全力で守る手立てを考える。保健室や相談室等の一時に危険を回避する時間、場所を提供し、担任、養護教諭、カウンセラーを中心に本人の心のケアに努めるとともに具体的に心身の安全を保証する。

② 事実関係や気持ちを傾聴する。

- ・信じているという姿勢で、疑わず傾聴する。事実関係の客観的な把握にこだわり、状況の聽取だけにならないように注意する。

（2）周りの生徒からの訴え

① いじめを訴えたことにより、その子どもへのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の生徒から目の届かない場所や時間に配慮し、訴えを真摯に受け止める。

② 勇気ある行動を褒め、情報の発信元は絶対に明かさないことを伝え、安心感を与える。

（3）保護者からの訴え

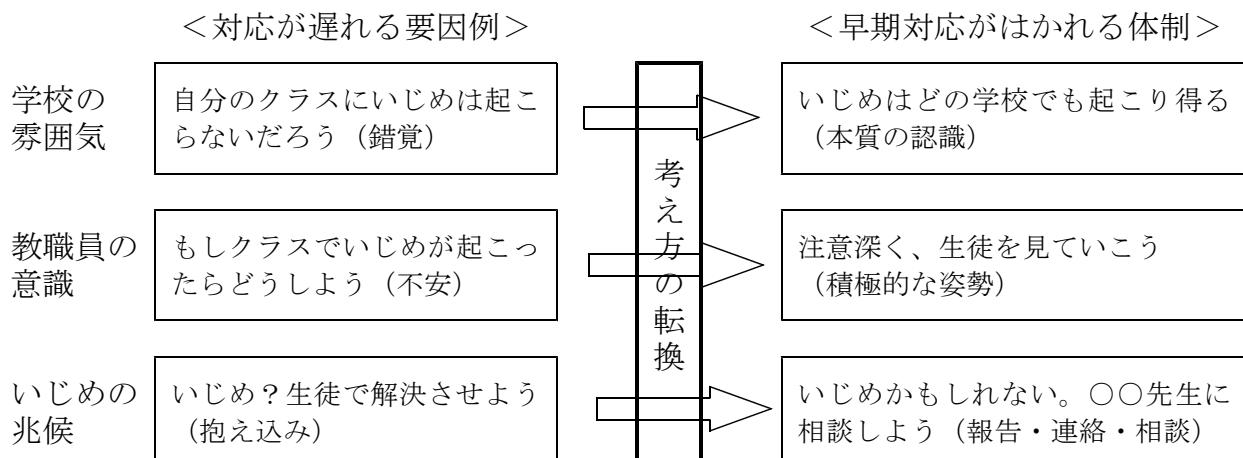
① 保護者がいじめに気づいた時に、即座に学校へ連絡できるよう日頃から保護者との信頼関係を築いておく。

② 問題が起きたときだけの連絡や家庭訪問では、信頼関係を築くことは難しい。問題が起きてない時こそ、信頼関係を築くチャンスである。日頃から生徒のよいところや気になるところ等を含め、学校での様子について連絡しておく。

③ 生徒の苦手なところやできないところを一方的に指摘されると、保護者は自分の躊躇や子育てについて否定されたと感じることもある。保護者の気持ちを十分に理解して接していくことが大切である。

7 いじめを認知した場合の対応について

【迅速に対応するために】



(1) いじめに対する措置（いじめ防止対策推進法第23条）

- ① 教職員や保護者等は、生徒から相談を受け、いじめの事実があると思われるときは、生徒が在籍する学校へ通報その他の適切な措置をとる。
 - ② 学校は、通報を受けたときや学校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、いじめの事実の有無を確認し、その結果を市教育委員会に報告する。
 - ③ いじめがあったことが確認された場合は、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者への支援やいじめを行った生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。
 - ④ 必要な場合は、いじめを行った生徒をいじめを受けた生徒が使用する教室以外の場所で学習させる等、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。
 - ⑤ いじめを受けた生徒の保護者といじめを行った生徒の保護者との間で争いが起ることのないよう、いじめの事案に係る情報を保護者と共有するための措置などを講じる。
 - ⑥ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、所轄警察署と連携して対処し、生徒の生命、身体又は財産に重大な損害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めなければならない。

(2) 対応について

- ① いじめられた側に対して

ア 生徒に対して

 - a 事実確認とともに辛い気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
 - b 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
 - c 必ず解決できるという希望を持たせる。
 - d 自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

イ 保護者に対して

 - a 発見したその日のうちに家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
 - b 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議をする。
 - c 保護者の辛い気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
 - d 繼続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
 - e 家庭で子どもの変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するように伝える。

■いじめを訴えた保護者から不信感をもたれた教師の言葉

- ・お子さんにも悪いところがあるようです。
 - ・家庭での甘やかしが問題です。
 - ・クラスにはいじめはありません。
 - ・どこかに相談に行かれてはいかがですか。 など

② いじめた側に対して

- ア 生徒に対して

 - a いじめた気持ちや状況について十分に話を聞き、生徒の背景にも目を向け、指導する。
 - b 心理的な孤立感・疎外感を与えないようするなど一定の教育的配慮の下、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

イ 保護者に対して

 - a 正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者の辛く、悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。

- b 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、ことの重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- c 生徒の変容を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

■ 日頃の連携が不十分な場合の保護者の言葉

- ・いじめられる理由があるのだろう。
- ・学校がきちんと指導していれば・・・
- ・ここまで深刻にならないうちに、なぜ連絡してくれなかつたのか。など

ウ 周りの生徒に対して

- a 当事者だけの問題にとどめず、学級・学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- b 「いじめは決して許されない」という毅然とした姿勢を学級・学年、学校全体に示す。
- c はやし立てたり、見て見ぬふりする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- d いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行為であることを指導する。
- e いじめに関する報道や体験事例等の資料を基に、いじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

エ 繼続した指導

- a いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。

□ 「いじめの解消」とは

- ① いじめに係る行為が3か月以上止んでいること。
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
(生徒本人や保護者への面談等で確認)

- b 教育相談、生活ノート、心のものさしなどで積極的に関わり、その後の状況についての把握に努める。
- c いじめられた生徒の良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的に関わり、自信を持たせる。
- d いじめた側、いじめられた側の双方にカウンセラーや関係諸機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- e いじめの発生を契機として事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むべきことを確認し、実践計画を立てていじめのない学校づくりへの取組に生かす。

8 指導について

(1) 指導については、報告・連絡・相談を重視し、学校全体の組織で対応することを基本とする。被害生徒については、スクールカウンセラーによる心のケアを十分に行い、安心して通学できるまで、不安材料を払拭するための相談やそれまでの学習場所の確保などに配慮する。また、家庭訪問を継続的に行い、保護者や生徒の支援をしていく。

- (2) いじめの指導を行って終わりではなく、経過観察、その後の保護者対応を含め、継続的に行う。いじめの加害生徒の指導やその保護者への助言をしっかりと行い、再発防止に向け、学校全体で取り組む。いじめの被害生徒が恐れている場合、学校の毅然とした指導の下、加害生徒に両保護者、被害生徒の前で正式に謝罪させ、再発防止に向け最善を尽くす。その際は、出席停止措置や所轄警察署との連携など次の対応も伝えておく。
- (3) いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり、おもしろがったりする存在、周辺で暗黙の了解を与えていたりする「傍観者」の指導については、加害者と同じであることを諭し、指導をしっかりと行う。保護者にもその旨と指導内容を伝え、連携・協力して指導に当たる。
- (4) 特定の教職員が抱え込んだり、事実を隠蔽したりすることのないようにする。
- (5) いじめ問題の重大性を全教職員が認識し、いじめを生まない土壌づくりのための指導を計画的かつ意図的に行う。(人権教育・道徳教育・体験教育・特別活動等)
- (6) 指導を行う際には、態様や特質、原因、背景、具体的な指導上の留意点を確認し、職員間で共通理解を図る。

9 重大事態の対処について

- (1) 重大事態に対処し、同種の事態の発生を防ぐため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にする。
- ① いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ア 生命、心身又は財産に重大な被害とは次のようなことを想定する。
- a 生徒が自殺を企図した場合
 b 身体に重大な障害を負った場合
 c 金品等に重大な被害を被った場合
 d 精神性の疾患を発症した場合 等
- イ いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- a 相当の期間学校を欠席されることを余儀なくされている疑い
※ 「相当の期間」については、年間30日を目安とする。一定期間連續して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。
- ウ 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった時、その時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告、調査等にあたる。
- (2) 市教育委員会又は学校は、(1) の調査を行ったとき、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。
- (3) 学校は、重大事態が発生した旨を市教育委員会に報告、地方公共団体の長は必要と認めるときは、(1) の調査の再調査を行うことができ、また、その結果を踏まえて必要な措置を講じる。

(4) 校内の流れ

- ① 速やかに教育委員会や警察等の関係諸機関に報告する。教育委員会の支援の下、校長が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速にいじめの解決にあたる。
- ② 事案によっては、学年及び学校の全ての保護者に説明する必要の是非を判断。必要があれば、教育委員会と相談の上、当事者の同意を得て文書の配布や緊急保護者会の開催を行う。
- ③ 事案によっては、マスコミ対応も考えられる。対応窓口を教頭に一本化し、誠実な対応を行う。
- ④ 危機対応については、自殺が起こったときの緊急対応の手引きを参照する。

(H21.3文部科学省)

1 0 公表、点検、評価について

- (1) 学校のいじめ防止基本方針については、ホームページで公表する。
- (2) 年度末にいじめに関する総括としての調査や分析を学校評価の中で行い、これに基づいた対応を、いじめ防止対策推進委員会を中心に検討しまとめる。
- (3) 年度末にいじめ問題の防止、解消について保護者、生徒、全教職員で学校評価を使って評価する。
- (4) 学校いじめ防止基本方針を毎年見直し、実態に応じた適切なものに改善する。

1 1 その他

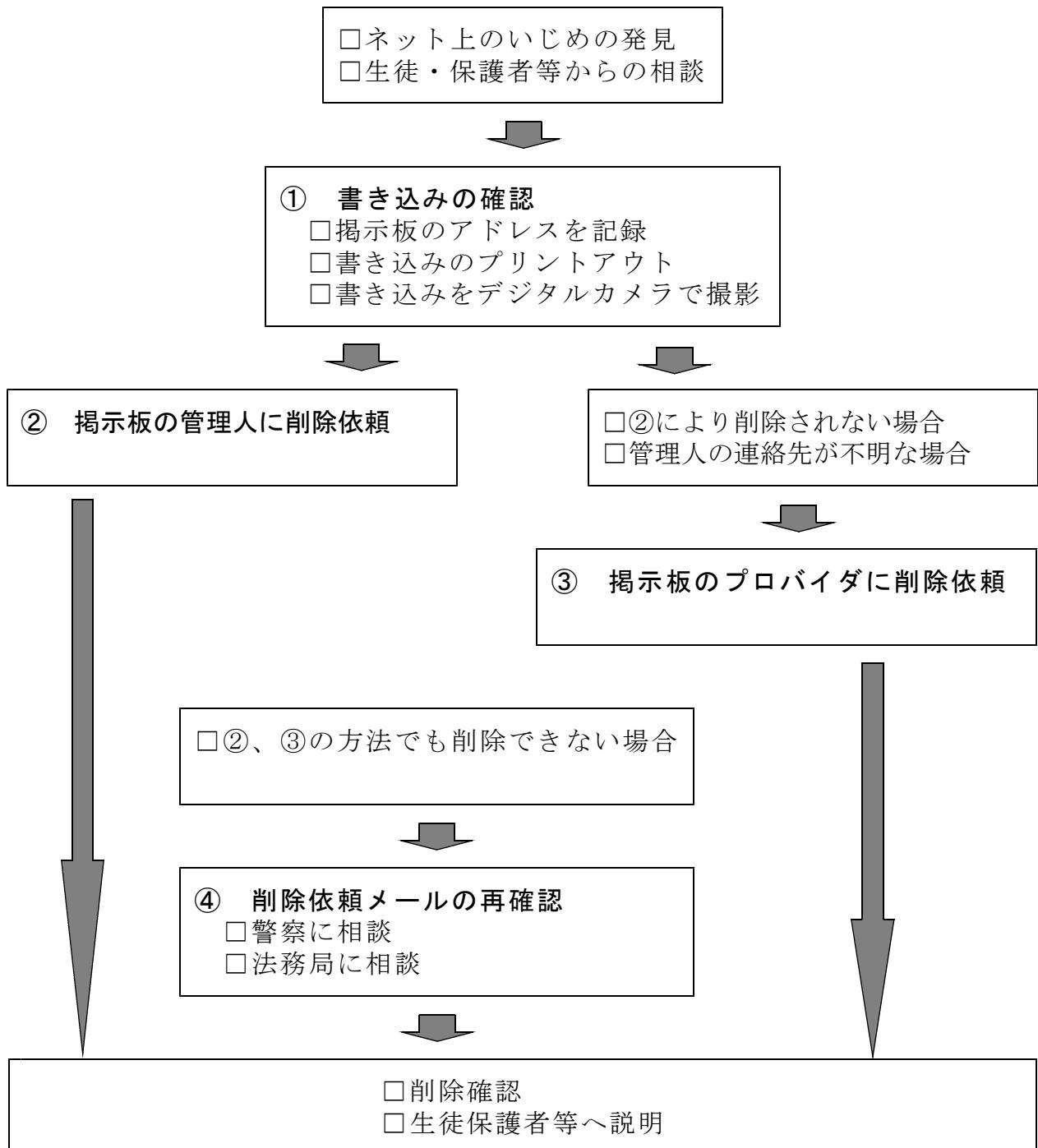
- (1) ネット上のいじめの対応について
 - ① 保護者会で伝えること
 - ア 未然防止として
 - a 生徒のパソコンや携帯電話を第一義的に管理するのは家庭である。フィルタリングだけでなく、家庭において子どもを危険から守るためにルール作りや携帯電話を持たせる必要性について、十分に話し合うこと。
 - b インターネットへのアクセスは、「トラブルの入口」であり、本人の知らない間に個人情報が流出することもあることを認識する。
 - c ネット上でのいじめは、他の様々ないじめ以上に子どもたちに深刻な影響を与えることを認識すること。
 - イ 早期発見として
 - a 家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた子どもが見せる小さな変化に気づいた時、躊躇なく声かけをし、即座に学校に相談すること。
 - ② 生徒に指導すること
 - ア 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること。
 - イ 匿名でも、書き込みした人は特定できること。
 - ウ インターネットには、違法情報や有害情報が含まれていること。
 - エ 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪に繋がる可能性があること。
 - オ 一度流出した情報は、簡単には削除できないこと。

③ 早期対応について

書き込み（画像）の削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を生徒、保護者に助言し、協力して取り組む必要がある。また、学校や保護者だけでは解決が困難である場合、警察等の専門機関との連携を図る。

■書き込みや画像の削除

被害拡大を防ぐために、専門機関等に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う必要がある。学校非公式サイトも含む。



【資料】

いじめ指導記録カード

被害生徒	年 組 番	氏名	
関係する生徒氏名 (年 組)	(加害者等、関係すると思われる生徒名)		
支援チーム氏名			
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの発端 ・発見のきっかけ ・加害者の状況 ・保護者の状況 		
報告状況	<ul style="list-style-type: none"> ・第一報をいつ ・誰が誰に ・報告内容 		
<p style="text-align: center;">対応状況</p> <p>(被害加害状況、対応内容、保護者対応、今後の方針、聴取した内容は別紙添付)</p>			
月 日	被害者への対応内容		加害者への対応内容